



平成21年7月21日

各 位

会 社 名 株式会社 平 賀
代表者名 代表取締役社長 中村 則丈
(JASDAQ・コード7863)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理本部長 柴田 憲一
電話03-3991-4541

外部調査委員会調査報告書（要旨）の公表について

当社は、平成21年6月5日付「業務に影響を与える可能性のある事項の発生について」において、前代表取締役平賀明男による法令に違反する行為が行われたことが判明したので、外部の専門家による調査委員会を設置し、調査することをお知らせいたしました。

外部調査委員会には、第三者の立場から、発生した事実の正確な把握、原因究明、再発防止策に関する提言などをお願いしておりましたが、本日外部調査委員会より調査報告書（要旨）の交付を受けましたので、外部調査委員会調査報告書（要旨）を別添にてご報告いたします。

当社は、同報告書の内容を真摯に受け止め、コーポレートガバナンスとコンプライアンス体制の充実・強化を図るなど、再発防止体制の構築に取り組み、信頼の回復に向け全力を尽くす所存です。

外部調査委員会調査報告書の要旨

I 外部調査委員会設置の経緯・目的

株式会社平賀外部調査委員会（以下「当委員会」という）は、平成21年6月8日、株式会社平賀（以下「対象会社」という）の要請により設置された。

当委員会の目的は、平成21年6月5日までに株式会社平賀において、前代表取締役（以下「A氏」という）が取締役会の決議を経ずして同社名義の約束手形を振り出したことが判明したことを受け、これに関して事実調査を行い、発生した事実の正確な把握、原因究明、再発防止策に関する提言などを行うことにある。

当委員会は、上記各事項についての調査を行い、その背景と原因を分析し、再発防止策の検討を行った。本報告書は、その調査及び検討の結果をまとめたものである。

II 外部調査委員会の構成

当委員会は、以下の3名で構成される。

委員長 赤坂 俊哉（弁護士）

委員 松山 昌司（公認会計士）

委員 村山 哲也（弁護士）

III 調査の方法等

1. 調査期間

平成21年6月8日から同年7月21日まで

2. 調査方法

- (1) 関係者に対するヒアリング
- (2) 株式会社平賀より提出を受けた書証等の調査
- (3) 齊藤紙業株式会社より提出を受けた書証等の調査

IV 当委員会が認定した事実経過

1. 背景事情

(1) 対象会社及びA氏について

対象会社は昭和31年1月に、紙袋、包装紙の製造販売を目的として株式会社平賀商店の商号で設立された。

同社は平成12年10月、JASDAQ証券取引所に株式を上場した。

A氏は、対象会社の創業者の甥である。A氏は昭和52年3月に対象会社に入社し、平成18年9月に同社の代表取締役社長に就任したが、それまでは専務取締役として主に同社の営業面や財務面を統括していた。

(2) 対象会社とX社の取引開始の経緯

X社は、紙類、加工紙の販売及び輸出入等を目的とする株式会社である。

同社代表取締役であるB氏は、同社代表取締役に就任する以前は、用紙の販売等を業とする某企業の従業員であったが、その頃、同社の営業活動の関係で対象会社と知り合い、同社に出入りするようになった。

その数年後、B氏は、X社の当時の代表取締役であった同氏の父親の逝去に伴い、上記企業を退社し、昭和59年頃にX社の代表取締役に就任した。

B氏は、X社代表取締役に就任して間もなくから、従前培ってきた対象会社との間の信頼関係を元に同社との取引を開始した。

(3) 対象会社とX社の取引内容

X社は、長年、対象会社の発注に基づき同社に対して国内紙及び輸入紙を納入してきた。

X社では、売上の多くを対象会社に対する売上が占めていた。

なお、紙類販売の業界では、「預け在庫」という慣行（発注者（買い主）が紙類を購入して代金を支払った後も、すぐには紙類を納入せず、受注者（売り主）の元で預かっておき、発注者の必要に応じて適宜納入するという慣行）が存在していたところ、対象会社のX社に対する預け在庫の価格は、対象会社の帳簿上、平成20年末頃には数億円になっていた。

2. 別件貸付の実行

X社は、上記のとおり売上の多くを対象会社に依存する状況にあったが、近年、対象会社からの受注が減少し続けたことなどからX社の資金繰りは悪化していた。

また、B氏は、紙類販売業の将来性を悲観し、同業界から脱却すべく、平成20年2月20日に食品、食品添加物又は健康食品の製造販売等を目的とするY社を立ち上げ、同社独自の特許技術を活かした新ビジネスを企画し、準備を進めていたが、そのための準備資金としてX社の資金の約1億円程度の先行投資をしていたことから、X社の資金繰りは一層悪化することとなった。

そこで、B氏は、平成20年10月頃、対象会社に対して、3億円の融資を申し込み、対象会社は協議を重ねた結果、これを受諾した（以下「別件貸付」という）。

3. X社の手形不渡り

平成20年10月31日、X社の資金管理の杜撰さ等の事情が重なり、X社振出の手形が不渡りとなった。

上記不渡り以前は、X社の資金繰りは良好とは言えないものの何とか回る状況にあったが、上記不渡りの結果、X社は自社振出の約束手形の使用が事実上不可能となり、また新規融資を受けられない状況に陥り、そのためX社の資金繰りは窮地に立たされることになった。

B氏は、上記不渡りの影響が、その後約6ヵ月の間（平成21年4月末までの間）続くと見立て（逆に言えば、その6ヵ月間の資金繰りを何とかつなげば活路が見いだせるとの期待を抱き）、取引先に対して資金融通その他の支援を依頼して回ったが、断られ続けた。

4. 本件約束手形の振出し

(1) 平成21年1月上旬、X社の資金繰りに行き詰まったB氏は、対象会社に対して支援を依頼しようと考え、A氏に何度か直接連絡をとり、X社に対する支援を依頼した。

そして、平成21年1月中旬頃、B氏は、対象会社自体から直接的に融資等を受けるのではなく、同社の信用を利用して他の取引先から融資その他の支援を受けたい、つまり対象会社の手形を振り出してもらい、それを担保として他の取引先の数社に対して融資を申し込みたいと考え、その旨をA氏に説明し、白地手形6枚の振出しを要請した。

なお、白地手形である必要性については、B氏の説明によれば、支援を依頼する他の取引先が具体的にどれくらいの支援を承諾してくれるかが未定である（取引先の支援の程度に応じて担保として差し入れる対象会社名義の手形の額面も異なる）とのことであった。

また、B氏はA氏に対して、上記のとおり対象会社振出の手形はあくまで担保として利用するに止まるので満期までには必ず回収する（取立てに回すようなことは絶対にしない）旨の約束をした。さらに、B氏は、A氏に対して、融資を申し込む先はA氏も知っているような信頼できる取引先に限るので安心してほしい旨の説明をした。

(2) A氏は、当初は白地手形の振出しを躊躇したが、X社が倒産することによる別件貸付の焦げ付きや預け在庫の回収リスクの発生を懸念したことに加え、X社が過去の長年の取引の中で対象会社を支援し続けてきた経緯があること（それに対してA氏が多大な恩義を感じていたこと）等の理由から、悩んだ末、最終的にB氏の要請に応えることを決断した。

(3) もっとも、A氏は、仮にB氏の上記要請を取締役に諮っても賛成を得ることは困難であると考えたため、他の取締役や従業員に相談することなく、密かに対象会社の金庫に保管されていた手形帳や銀行印を持出し、未使用の約束手形帳の最後の6枚の約束手形を切り取り、同手形の振出人の欄に対象会社名義で記名捺印し、振出人欄以外の箇所を全てを白地のまま、これをB氏に交付した（以下、係る6枚の約束手形を併せて「本件約束手形」という）。

5. 本件約束手形の使途等

(1) 本件約束手形①の使途等

平成21年1月当時、X社は、同社の商品の納入先であるZ社に対して、2億円の金銭支払債務を負っていた。当該2億円の債務は、元々はX社がZ社に売却した（代金も受領済であった）2億円分の商品に関してZ社がX社にキャンセルの申し入れをしたことに端を発するものであった。

X社は、これまで様々な方法により当該2億円の支払債務につきZ社から実質的な支払期限の延期を受けてきたが、平成21年2月上旬頃に、再び当該2億円の支払債務の期限が到来するに際して、1500万円を現金で支払い、残り1億8500万円を対象会社の手形を担保として新たに支払期限の延期を受けようと考え、本件約束手形のうちの1枚の額面の欄1億8500万円の金額を記入し、満期の欄に平成21年5月10日と記入した（以下、係る約束手形を「本件約束手形①」という）。

しかしながら、後述するとおり、B氏は、Z社に対しては結局別の約束手形を担保として提供したことから、本件約束手形①を使用することはなかった。

そこで、B氏は、平成21年2月上旬頃、本件約束手形①を未使用のままA氏に返還した。

その際、B氏はA氏に対して、ひょっとしたら将来またその手形を使わせてもらうかもしれないので満期の欄を少し先の時期に書き換えておきたい旨を伝えて、本件約束手形①の満期の欄を8月10日と書き換え、A氏に返還した。

A氏は、一応は満期の欄に訂正印を押印しておいたものの、これをB氏に再交付することではなく、そのまま自らの手元に保管していた。

(2) 本件約束手形②の使途等

上記のとおり、平成21年1月当時、X社はZ社に対して2億円の支払債務を負っていたところ、B氏としては本件約束手形①を担保として差し入れることで約2億円の支払債務うち1億8500万円分について期限の延長を受けようと考えていた。

ところが、本件約束手形①をZ社に交付する前にX社を借り主とする2億円の消費貸借契約の締結とその担保としての対象会社振出の2億円の約束手形の提供が決まったため、本件約束手形①を使用することはなかった。

そして、B氏は、平成21年2月上旬頃、本件約束手形の2枚目の額面の欄に2億円の金額を記入し、満期の欄に平成21年5月10日と記入し、これをZ社に交付した（以下、係る約束手形を「本件約束手形②」という）。

なお、B氏としては、本件約束手形①は、本件約束手形②の満期である平成21年5月10日に、再び返済期限の延長を求める際に、その担保として利用するつもりであり、そのため前述のとおり本件約束手形①の満期の欄を8月10日に書き換えたものである。

平成21年4月下旬、X社の資金繰りが思うように改善しなかったことから、B氏は再びZ社から返済期限の延長を求めるべく交渉を開始した。しかしながら、Z社は頑なであり、満期の数日前に本件約束手形②を取立てに回してしまった。B氏は慌てて金策を試みたが叶わず、やむを得ずA氏に相談した。

相談を受けたA氏は、本件約束手形②が取り立てられてしまうと対象会社に全てが知れ渡ることになることから、動揺し、対象会社の小切手を密かに持ち出し、これを利用して本件約束手形②の額面と同額の約2億円をZ社に送金することでZ社から本件約束手形②を取り戻そうと考え、実際にZ社に対して約2億円を送金した（対象会社口座より約2億円の出金）。

しかしながら、Z社に対する入金があと一步のところの間合わず、結果として本件約束手形②は一端は取り立てられた扱いとなってしまった（対象会社口座より約2億円の出金）。これにより本件約束手形②の振出しの事実が対象会社の経理担当者の知るところとなった。

なお、上記のとおりA氏がZ社に対して約2億円を送金したことから、本件約束手形②の取立ては取り消されたことによって対象会社の口座に2億円が返金されることになり、

また当該約束手形はZ社を通じてA氏の手元に戻されることになった（対象会社口座に2億円の入金、先の2件の出金との差引で都合約2億円の出金超過）。

(3) 本件約束手形③及び本件約束手形④の使途等

X社は、平成21年1月中旬頃にA氏から本件約束手形の交付を受けてから間もなく、取引先であるP社から5000万円の融資を受け、その担保として本件約束手形のうちの1枚の額面の欄に5000万円の金額を記入し、満期の欄に平成21年5月10日と記入し、これをP社に交付した（以下、係る約束手形を「本件約束手形③」という）。

また、X社は、同時期にP社からさらに4000万円の融資を受け、その担保として本件約束手形のうちの1枚の額面の欄に4000万円の金額を記入し、満期の欄に平成21年5月20日と記入し、これをP社に交付した（以下、係る約束手形を「本件約束手形④」という）。

X社は、P社から融資を受けた9000万円を、同社の運転資金（主に仕入代金の支払い）に充てた。

その後、満期である平成21年5月10日が近づいてもX社の資金繰りは改善しなかったが、P社は返済期限の延長に柔軟に応じる旨の態度を示していたことから、B氏はまさかP社が本件約束手形③及び本件約束手形④を取立てに回すとは思わずに過ごしていた。

ところが、本件約束手形③の満期の翌日である平成21年5月11日、B氏の予想に反して本件約束手形③が対象会社の当座預金口座から取り立てられた。

B氏は驚き、P社に連絡をしたところ、本件約束手形④も取り立てに回されていることを知った。B氏は慌てて4000万円の資金を用意し、P社から本件約束手形④を買い戻したが、買い戻したタイミングが遅かったことから、本件約束手形④も本件約束手形②と同様に一端は取り立てられた扱いとなってしまった。

B氏は、買い戻し後速やかに、本件約束手形④をA氏に返還した（対象会社口座から都合5000万円の出金超過）。

(4) 本件約束手形⑤及び本件約束手形⑥の使途等

X社は、平成21年1月中旬頃にA氏から本件約束手形の交付を受けてから間もなく、取引先であるQ社から1億円の融資を受け、その担保として本件約束手形のうちの1枚の額面の欄に1億円の金額を記入し、満期の欄に平成21年6月30日と記入し、これをQ社に交付した（以下、係る約束手形を「本件約束手形⑤」という）。

また、X社は、同時期にQ社からさらに1億円の融資を受け（但し、この融資は現金ではなくQ社振出の融通手形の交付の方法による。X社は当該Q社振出の融通手形を他社に割り引いて現金化した。）、その担保として本件約束手形のうちの1枚の額面の欄に1億円の金額を記入し、満期の欄に平成21年5月20日と記入し、これをQ社に交付した（以下、係る約束手形を「本件約束手形⑥」という）。

X社は、Q社から融資を受けた約2億円を、同社の運転資金（主に仕入代金の支払い）に充てた。

Q社は、上記1億円の現金の融資の際、当該1億円を捻出すべく、本件約束手形⑤を担保として金融機関から融資を受けた。その後、同手形は平成21年6月30日に取り立てられた。

一方、本件手形⑥については、B氏は満期前に1億円の資金を用意し、これをQ社から買い戻したうえでA氏に返還している。

6. 本件為替手形の引受け

(1) 平成21年4月上旬頃、A氏は、テレマーケティング事業を営む会社であるR社から1億5000万円の融資の申込みを受けた。具体的には、同社を振出人とする為替手形の引き受けを依頼された。

対象会社とR社との間には、過去に取引関係はなかったが、A氏は事前にB氏からR社の事業内容や同社が資金繰りに窮していることを伝え聞いてはいた。なお、B氏としては、同氏が強い思い入れと期待を抱いているY社の事業展開のためにR社との取引が重要な意味を持つと考えていた。

(2) A氏は、当初は為替手形の引き受けを躊躇したが、①R社の主要顧客に対象会社にとって極めて魅力的な流通大手の企業（長年対象会社が得意先とすべく様々な努力をしていたが、壁が厚く食い込むことが出来ていない流通大手の会社）が並んでおり、そのため、ここでR社に恩を売ることによってこれからの対象会社のビジネス上もR社からの顧客の紹介という形で大きなメリットが得られると考えたこと、②予めR社が用意していた担保は同社の筆頭株主でもあるR社代表取締役C氏の持株全て（発行済み株式の38.8%）及び十分な価値を持つと判断できる商品であったため、仮にR社に対する1億5000万円の融資が焦げ付いても担保によって十分にカバーできるとの判断をしたこと、③R社の主要株主にA氏の信頼できる知人や大手金融機関が名前を連ねており、信頼できる会社であるとの認識があったこと、④R社側はC氏以下5名でA氏を訪問し、上記融資がなければ約200人の従業員が路頭に迷うと泣きついたこと、⑤融資期間が12日間と短いこと等を主な理由として、R社の要請に応えることを決断した。

(3) もっとも、A氏は、仮に上記R社の要請を取締役に諮っても賛成を得ることは困難であると考えたため、平成21年4月8日、他の取締役や従業員に相談することなく、密かに対象会社の金庫に保管されていた銀行印を持出し、R社振出しの為替手形（額面500万円）30枚の引受人欄に対象会社名義で記名捺印し、これをR社に交付した（以下、係る為替手形を併せて「本件為替手形」という）。

7. 対象会社の職務権限規程等

対象会社の職務権限規程によれば、手形小切手の振出一般は管理本部長の権限で行うことができることとされている一方で、債務の保証、1億円以上の有価証券類の譲渡、1億円以上の貸付には取締役会の承認が必要とされている。

V 簿外債務の有無の検証

1. 以上検討した事実経過から推認する限り、現在判明しているもの以外の簿外債務が対象会社に存在する可能性は極めて低いものと判断される。
2. すなわち、対象会社の前代表取締役であるA氏による本件約束手形のX社への振出しに端を発した本事案の社内調査の過程において、R社への融資（本件為替手形の引受け）という約束手形の振出以外の方法による資金融通の事実が発覚したことにより、対象会社においてその他の簿外債務の存在が強く疑われる事態に至った。

そこで、R社への融資について詳細に調査をした結果、上述のように本事案の当事者であるX社又はB氏が深く関与していることが判明し、本件約束手形の振出しに関連する一連の関係者間で生じた事案であることが判明している。そのため、当初全くの別案件と思われていた本件為替手形の引受けについても、その発生理由等がある程度合理的に解明されたものと判断している。すなわち、これら対象会社での簿外債務を生んだ非通例取引では必ずX社又はB氏が深く関与しているのである。

X社の口座にはR社関連以外で異常な入出金取引は確認できず、A氏、B氏からのヒアリングでもこれ以外の対象会社の簿外債務の存在が疑われるような事案は確認できなかった。

また、これ以上A氏が対象会社をして、債務保証、手形の裏書き、為替手形の引受け等を第三者に対して実施する合理性及び必要性は乏しいと考えられる。

3. したがって、現在判明しているもの以外の簿外債務が対象会社に存在する可能性は、一連の調査の結果を踏まえて、極めて低いものと判断される。

VI 法的責任の検討

1. A氏の民事責任について

(1) 責任の有無について

取締役は、その職務を執行するにつき、善良な管理者としての注意義務（善管注意義務）を負い（会社法 330 条・民法 644 条）、また法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない（会社法 355 条）、これに違反し、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（会社法 423 条 1 項）。

本件において、A氏は、取締役会の承認を経ることなく、資金融通の目的でX社に対して6枚の白地手形（本件約束手形）を振出している。

取締役会設置会社においては、手形の振出しや資金の貸付けその他の業務執行の決定は原則として取締役会が行うものであり（会社法 362 条 2 項）、取締役会の定める規則又は個別の決議によって委任された場合を除いて、代表取締役が独断で業務執行の決定を行うことはできないところ、上記のとおり対象会社の職務権限規程によれば、債務の保証、1億円以上の有価証券類の譲渡、1億円以上の貸付には取締役会の承認が必要とされているのであるから、本件約束手形の振出がA氏の取締役としての権限を逸脱していることは明らかである。

また、本件約束手形の振出しは、資金融通の目的でありながら最も肝心の額面が白地で

あり、X社において極めて容易に濫用することが可能な状況であったうえに、X社の資金繰りが困窮を極めた後の資金融通でありながら何の担保も取らずに実行されたものであり、株式会社の取締役として通常期待される注意を欠いた軽率な行為であったといえる。

したがって、本件約束手形の振出しが善管注意義務又は忠実義務に違反することは明らかである。

(2) 責任の程度（金額）について

本件約束手形の振出後に本件約束手形①を除く5枚の約束手形に合計4億9000万円の額面が書き込まれ、これらが第三者に交付されたことにより、対象会社は合計4億9000万円の手形債務を負った。したがって、この時点で対象会社には4億9000万円の損害が発生したと認められる。もっとも、その後X社によって本件手形④（額面4000万円）及び本件手形⑥（額面1億円）が回収されたことにより、上記損害額のうち合計1億4000万円は填補されている。

なお、本件約束手形の振出しにより、対象会社は反対給付としてX社に対する貸金返還請求権又は求償債権を取得したことになるが、これらの請求権は回収の目途が経っておらず、経済的には無価値であると認められることから、これをもって損害が填補されていると評することはできない。また、A氏は本件約束手形②（額面2億円）をZ社から回収しているが、当該回収にあたって対象会社の資金約2億円を用いていることから、係る本件約束手形②の回収によっては対象会社の損害は填補されていない。

したがって、現時点において、対象会社はA氏の善管注意義務違反によって合計約3億5000万円の損害を受けていると認められる。

(3) 結論

以上より、A氏は対象会社に対して、善管注意義務違反（債務不履行）に基づき約3億5000万円の損害賠償義務を負っている（なお、今後、もし本件約束手形の件に関してX社から返済又は賠償を受けた場合には、その範囲において対象会社の損害は減少し、A氏の責任（賠償すべき額）も減少することになる）。

したがって、対象会社としては、今後、同損害賠償金を回収するために、速やかにしかるべき方法によって請求又は保全の措置をとるべきである。

2. A氏の刑事責任ないし告訴の相当性について

(1) はじめに

A氏は、本件約束手形の振出し及び本件為替手形の引受けの当時、対象会社の取締役であった。

会社法上、取締役が、自己もしくは第三者の利益を図りまたは株式会社に損害を与える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の存在を加えたときは、特別背任罪が成立する。

そこで、以下、A氏による

- i) 本件約束手形の振出し
- ii) Z社に対する約2億円の送金
- iii) 本件為替手形の引受け

のそれぞれについて、特別背任罪が成立するか否かについて検討する。

(2) 本件約束手形振出行為

上記のとおり、取締役会設置会社においては、手形の振出しや資金の貸付けその他の業務執行の決定は原則として取締役会が行うものであり（会社法362条2項）、取締役会の定める規則又は個別の決議によって委任された場合を除いて、代表取締役が独断で業務執行の決定を行うことはできず、また上記のとおり対象会社の職務権限規程によれば、債務の保証、1億円以上の有価証券類の譲渡、1億円以上の貸付には取締役会の承認が必要とされているところ、本件約束手形の振出しについて、A氏は対象会社の取締役会の承認を経ていない。

また、本件約束手形の振出しは、資金融通の目的でありながら最も肝心の額面が白地であり、X社において極めて容易に濫用することが可能な状況であったうえに、X社の資金繰りが困窮を極めた後の資金融通でありながら何の担保も取らずに実行されたものであり、株式会社の取締役として通常期待される注意を欠いた軽率な行為であったといえる。したがって、本件約束手形の振出しがA氏の対象会社に対する「任務に背く行為」であることは明らかである。

次に、一般に背任罪は全体財産に対する罪であるとされ、「財産上の損害」とは経済的見地において本人の財産状態を評価し、当該行為者の行為によって、本人の財産の価値が減少したとき又は増加すべき価値が増加しなかったときをいい、一方において損害があっても、他方においてこれに対応する反対給付があるときは、「財産上の損害」は否定されるものの、上記のとおり、P社の手に移った本件約束手形③（額面5000万円）は平成21年5月11日に取り立てられ、またQ社の手に移った本件約束手形⑤（額面1億円）は平成21年6月30日に取り立てられているので、本件約束手形の振出しにより対象会社が「財産上の損害」が生じたことは明らかである。

しかしながら、本件約束手形の振出時にA氏に「自己もしくは第三者の利益を図りまたは株式会社に損害を与える目的」（以下「図利加害目的」という）があったか否かについては慎重な検討を要する。

すなわち、図利加害目的の具体的な意味や認識の程度については学説・裁判例上争いがあり必ずしも明確ではないが、近年の判例の傾向に鑑みれば、図利目的とは「自己又は第三者の利益の認識・認容があり、かつ、株式会社の利益を図る動機がないこと」をいい、加害目的とは「株式会社の損害の認識・認容があり、かつ、株式会社の利益を図る動機がないこと」を指すものと解するのが相当である（いわゆる消極的動機説）ところ、上記のとおり、A氏が本件約束手形振出した理由は「X社が倒産することによる別件貸付の焦げ付きや預け在庫の回収リスクの発生を懸念したことに加え、X社が過去の長年の取引の中で対象会社を支援し続けてきた経緯があること（それに対してA氏が多大な恩義を感じていたこと）

等」であるから、少なくとも現時点で当委員会が把握している事実を前提にすれば、本件約束手形の振出しの際にA氏において、対象会社の利益を図る動機がなかった（図利加害目的があった）とは容易に結論づけることはできない。

したがって、本件約束手形振出行為につき特別背任罪の成立を認めることは困難である
と考える。

(3) Z社に対する約2億円の送金行為

上記のとおり、取締役会設置会社においては、手形の振出しや資金の貸付けその他の業務執行の決定は原則として取締役会が行うものであり（会社法362条2項）、取締役会の定める規則又は個別の決議によって委任された場合を除いて、代表取締役が独断で業務執行の決定を行うことはできないところ、Z社に対する約2億円の送金について、A氏は対象会社の取締役会の承認を経ていない。

また、Z社に対する約2億円の送金は、本件約束手形振出しの事実を対象会社に知られるのを防ぐために実行されたものであり、到底正当な送金と評価することはできない。

したがって、Z社に対する約2億円の送金がA氏の対象会社に対する「任務に背く行為」であることは明らかである。

では、Z社に対する約2億円の送金により、対象会社が「財産上の損害」を受けたと言えるであろうか。

上記のとおり、「財産上の損害」とは経済的見地において本人の財産状態を評価し、当該行為者の行為によって、本人の財産の価値が減少したとき又は増加すべき価値が増加しなかったときをいうところ、Z社に対する約2億円の送金はZ社の手に渡った額面2億円の本件約束手形②を回収するための行為であり、また実際にA氏は送金後にZ社から本件約束手形②を回収している（対象会社の手形債権者に対する2億円の手形債務を消滅させている）ことから、経済的見地においてZ社に対する約2億円の前後において、本人（対象会社）の財産の価値が減少したと評することはできず、財産上の損害は存在しないと解される。

したがって、本件為替手形引受行為につき特別背任罪の成立を認めることはできない。

(4) 本件為替手形の引受行為

本件為替手形の引受（1億5000万円分）は、同行為と同時に対象会社がR社に対する貸金返還請求権1億5000万円を取得し、なおかつ当該貸金返還請求権は現実に回収されていることから、経済的見地において対象会社の財産状態を評価してA氏の行為によって対象会社の財産の価値が減少したと認めることはできず、「財産上の損害」が存在しないことは明らかである。

したがって、本件為替手形引受行為につき特別背任罪の成立を認めることはできない。

Ⅶ 再発防止策の提言

本件のA氏による一連の不正行為は、当該行為が自らの任務に違背する行為であることを認識しながら敢えて実行されたものである。

株式会社は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（いわゆる内部統制システム）を整備しなければならないとされているが（会社法 362 条 4 項 6 号）、一方で一般に内部統制システムは経営者自身が当該システムを故意に無視するケースに対しては必ずしも有効に機能し得ないと指摘されているところである。したがって、一般論としては、対象会社の代表取締役であったA氏による本件約束手形の振出しのような不正行為を未然に防止することは容易ではなかったといえる。

しかしながら、本件の一連の経過を見たときに、本件約束手形の振出しから当該振出の事実が対象会社に発覚するまでの期間や当該振出しの事実発覚後の対象会社の対応等には一定の改善可能な点が見られると思われる。

当委員会としては、以上のような考えのもと、再発防止策として以下の提言を行う。

1. 研修・教育の抜本的見直し・規範意識の再徹底

本件の一連の不正行為の主な原因がA氏の規範意識の欠如にあったことは言うまでもない。

こうした不正行為の再発の防止のために、まず求められるのは、役員・従業員における規範意識の強化である。そのためには、社長も含めた役員及び従業員に対して、外部の専門家等を招くなどして定期的にコンプライアンス研修・教育を行うことが望まれる。その際、単なる一般的・抽象的な規範教育に止まらず、本件のような不正行為が生じた場合に会社や当該不正行為者が負う具体的なリスク等を踏まえた研修・教育を実施することが、より効果的であると思われる。

2. 重要財産等の管理体制の強化

上記のとおり、本件のような不正行為が生じた場合に損害の拡大を可及的に防止するためには、事態の早期発見と早期対応が重要となる。

こうした観点から、手形や小切手や銀行印等の重要財産が濫用された場合に早期発見を可能とすべく、対象会社においては、重要財産の保管状況の定期的な状況確認などの体制の構築その他の管理体制の強化が望まれる。

3. 上記防止策の実施状況の確認

上記再発防止策をより実効的ならしめるべく、同再発防止策の実施状況を定期的に確認すること、及びそのための組織体制の構築が望まれる。

以 上